

医療措置協定締結までの流れ

■ 埼玉県における医療措置協定締結までの流れは以下のとおりとなります。

① 医療措置協定締結に向けた調査への回答 … 医療機関側の手続き

➤ 医療措置協定締結の意向がある場合、令和5年11月から実施しているアンケート調査へご回答ください。

※ アンケートへの回答をもって医療措置協定の締結とはなりませんのでご注意ください。

② 医療措置協定書（案）の作成・送付 … 県側の手続き

➤ ①の調査の回答を基に県で医療措置協定書（案）（PDFファイル）を作成し、調査で回答いただいたメールアドレス宛てに送付します。

③ 医療措置協定書（案）の確認・修正等のやり取り … 医療機関側の手続き

➤ 送付された医療措置協定書（案）に記載された措置の内容や医療機関情報等に誤りがないか確認していただきます。

※ 修正の必要がある場合は、メールで修正箇所についてご連絡ください。

※ 調査の回答内容に明らかな誤り（个人防护具の備蓄可能としているが、備蓄可能数の記載がない 等）があった場合は、医療措置協定書（案）を送付する際のメールで予め指摘いたします。

④ 医療措置協定修正・締結手続き … 県側の手続き

⑤ 医療措置協定書の送付・公表 … 県側の手続き

➤ ④の手続き完了後、医療措置協定書を送付します。

※ 該当者には、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定書も合わせて送付します。

➤ **医療措置協定を締結した医療機関の名称や措置内容等について公表します。**

医療措置協定締結までの流れ

令和6年**11月1日～11月30日**に協定締結可能として調査に回答いただいた場合、協定締結は**12月下旬予定**となります。

《令和6年12月カレンダー》

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
01	02	03	04	05	06	07
《11月回答分〆切》		【県】協定書(案)作成				
08	09	10	11	12	13	14
	【県→医療機関】 協定書(案)送付		【医療機関】 協定書(案)確認		【県】 協定締結手続き	
15	16	17	18	19	20	21
					【県→医療機関】 協定書等送付 《協定締結》	
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	01	02	03	04

医療措置協定締結までの流れ

令和6年12月1日～12月31日に協定締結可能として調査に回答いただいた場合、協定締結は1月下旬予定となります。

《令和7年1月カレンダー》

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	31	01	02	03	04
		《12月回答分切》				
05	06	07	08	09	10	11
	【県】協定書(案)作成				【県→医療機関】 協定書(案)送付	
12	13	14	15	16	17	18
			【医療機関】 協定書(案)確認		【県】 協定締結手続き	
19	20	21	22	23	24	25
				【県→医療機関】 協定書等送付 《協定締結》		
26	27	28	29	30	31	01